

「高齢運転者等標章」 制度のお話

de JA1RIZ

高齢者マークはなじみが深いですが、今まであまり聞いたことがないような言葉だったので興味湧き、調べてみました。

電車・バスの、いわゆるシルバーシートのようなもので、高齢者などが運転する車の駐車に際しての利便性を確保しようという取り組みの一環として作られた制度と考えてよいでしょう。

今や、いたる所が駐車禁止になっていて、駐車スペースの確保自体が困難なこともある。そもそも駐車できる場所がなかったり、又あっても駐車料金が高額であったりする。これから向かう高齢化時代への布石としての施策なのかも・・・と思っていたら、もう、平成 **22** 年から施行されている制度でした。

「高齢運転者等」となっていますが、普通自動車の運転に係る場合であって、その対象者は次のとおりです。

- (1) 70 歳以上
- (2) 聴覚障害(が運転免許の条件に付与されている。)
- (3) 肢体不自由(が運転免許の条件に付与されている。)
- (4) 妊娠中又は出産後 8 週間以内

この条件であるため、「専用場所駐車標章」が掲示されていても

- ① 標章の交付を受けた本人が運転していること。
- ② 標章に登録番号が記載されている普通自動車のみが対象になっていること。
など対象の範囲が厳格化されています。

又、この標章があれば、どこにでも駐車することができるわけではなく、専用の指定場所に駐車することになります。

その場所は意外に少なく、東京都の場合、

- (ア) 【P マーク】+「標章車専用」の記載がある標識場所・・・9ヶ所(三多摩では日野市のみ)
 - (イ) 【P マーク(時間制限付)】+「標章車専用」の標識場所・・・4ヶ所(三多摩になし)
- という状況です。

隣の埼玉県の場合も、全部で23ヶ所にとどまっています。

そのほか、指定場所であってもパーキングメータ方式で駐車料金(東京の場合¥300 円)が必要な場所もあります。

また、対象者や許可を受けていない人が指定場所に駐車すると、駐車違反になり、他の場所の反則金に加えて¥2,000円が加算されるので注意が必要です。

それぞれの都道府県公安委員会の許可扱いですが、受けた地域だけでなく全国どこでも有効です。

ちなみに、上記対象者であれば、以下の書類で申請することができます。住所地を所轄する警察署窓口でできますからやってみて下さい。

- ・ 標章申請書
- ・ 運転免許証
- ・ 自動車車検証
- ・ 妊娠中、出産後 8 週間以内の人は証明書類

【 ※ 申請手数料は無料です。】

(おわり)